

# 「指定ユニット型介護老人福祉施設」重要事項説明書

(令和6年8月1日)

## 特別養護老人ホームさしまの家

さしまの家は介護保険の指定を受けています

茨城県指定 第0872800479号

さしまの家への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◆目次◆

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 1.施設経営法人            | 9.契約者が病院等に入院された場合の対応   |
| 2.利用施設              | 10.円滑な退居のための援助         |
| 3.設備の概要             | 11.残置物引取人              |
| 4.職員の配置状況           | 12.苦情の受付               |
| 5.提供するサービスと利用料金     | 13.緊急時の対応              |
| 6.非常災害時の対策          | 14.事故発生時の対応            |
| 7.入居中の医療の提供         | 15.提供するサービスの第三者評価の実施状況 |
| 8.退居していただく場合（契約の終了） | 16.入居時リスク説明書           |

#### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈光学園
- (2) 法人所在地 茨城県坂東市生子 1617
- (3) 電話番号 0280-88-0301
- (4) 代表者氏名 理事長 中川隆子
- (5) 創立年月日 昭和33年5月

## 2. 利用施設

- (1) 施設の種類の ユニット型介護老人福祉施設  
令和2年12月1日指定  
茨城県指定 第0872800479号

### (2) 施設の目的

ユニット型介護老人福祉施設は、介護保険法に従いご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてご契約者に、日常生活を営むことに必要な指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

さしまの家は身体又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームさしまの家  
(4) 施設の所在地 茨城県坂東市生子1630-1  
(5) 電話番号 0280-33-6400  
(6) 施設長（管理者） 山田 淳  
(7) 施設の運営方針 利用者一人ひとりが、家庭的な環境の中で残された能力を活用し、尊厳ある生活を送れるように援助します。  
(8) 事業開始年月日 令和2年12月1日  
(9) 入居定員 30名 3ユニット

## 3. 設備の概要

### (1) 居室等の概要

さしまの家では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	30	3ユニット（1ユニット10床全個室）
共同生活室	3	
浴室	5	個浴2（1台はショートステイと共用） 介護浴槽2（1台はショートステイと共用） 寝台浴1（従来型、ショートステイと共用）
トイレ	9	
医務室	1	（従来型、ショートステイと共用）
静養室	1	（従来型、ショートステイと共用）
機能訓練室	3	

※上記は、厚生労働省の定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている設備です。

## (2) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 4. 職員の配置状況

さしまの家では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### (1) 主な職員の配置状況

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 生活相談員	1名
3. 介護支援専門員	1名
4. 医師	1名（非常勤）
5. 栄養士	1名
6. 機能訓練指導員	1名
7. 看護職員	3名
8. 事務員	2名
9. 介護職員	14名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

### (2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 14：00～14：30（オンライン） 毎週火曜日 14：00～15：00 毎週金曜日 10：30～11：30 ※祝祭日、年末年始は休診
2. 介護職員	各勤務体制時間帯における標準配置人員 早番： 7：00～16：00 3名 遅番： 12：00～21：00 3名 夜勤： 21：00～7：00 2名 ※夜勤は2ユニットに対して1名 日勤： 8：00～17：00 3名
3. 看護職員	各勤務体制時間帯における標準配置人員 日勤： 8：00～17：00 1名 遅番： 10：00～19：00 1名

医師の勤務時間はその日により異なる場合があります。

## 5. 提供するサービスと利用料金

さしまの家では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

### (1) 施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、ご契約者の所得区分に応じ1～3割が自己負担、7～9割が介護保険から給付されます。

#### ①居室の提供

#### ②食事 栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。食事の時間や場所はご利用者様のご希望に沿って提供させていただきます。

食事時間	朝食	：	8：00	～	9：45
	昼食	：	12：00	～	13：45
	夕食	：	17：30	～	18：20

- ・朝食はごはんからパンへ変更することができます。
- ・嚥下機能の低下や自力での食事摂取が困難な時には食事介助を行います。
- ・アレルギーや嗜好にもできる限り対応いたしますので事前にご相談ください。

#### ③入浴 入浴又は清拭を週2回以上行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ④排泄 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

#### ⑤口腔ケア 歯科医又は歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき口腔衛生管理を行います。

#### ⑥機能訓練 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するために訓練を実施します。

#### ⑦健康管理 医師や看護職員が、健康管理を行います。

#### ⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

### (2) サービス利用料金（契約書第5条参照）

料金表（別紙参照）によって、ご契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事および居室に係る自己負担額をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度および所得区分に応じて異なります。

ア. ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、発行依頼を2週間程度前に申し出て下さい。

- イ. 入居した日から起算して 30 日以内の期間は一日あたり 30 単位の初期加算があります。  
(30 日を超える入院後に再入居した場合も同様)
- ウ. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- エ. 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載している負担限度額とし、食費、居住費の軽減が受けられます。  
(別紙参照)
- オ. ご契約者が、短期入院又は外泊中、居室をご契約者のために確保されている場合、月 6 日を限度として、外泊時費用を負担して頂きます (自己負担 246 単位/日)。月 6 日の限度を超えた場合は、居室に係る自己負担額 (個室 2,660 円/日) が掛かります。

(3) (1) 以外のサービス (契約書第 3 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①追加食 (ご契約者のご希望に基づいて提供いたします)

行事食 季節ごとに提供いたします。その場合追加食代を頂きます。

利用料金：要した費用の実費

おやつ 週 2 回(火・金) 厨房より 15 時におやつを提供いたします。

利用料金：1 食あたり 60 円

②理髪・美容

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③預り金等の管理

ご契約者の希望により、入居者個人の現金、預貯金及び有価証券等 (以下「預かり金等」という。) の管理サービスをご利用いただけます。

利用料金 (預り金等管理費)：1 ヶ月あたり 2,000 円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

ア.季節ごとの行事を行います。

イ.クラブ活動 (利用料金：要した費用の実費を頂きます。)

ウ.バースデーランチ 誕生月に外食をするか出前を取って施設で会食を行います。

(利用料金：食事代の実費と、外食の場合には別途付き添い料と燃料代を頂きます。)

⑤外出付き添い、各種申請代行サービス等

利用料金：所要時間 30 分毎 500 円 燃料代 1km20 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただく事が適当であるもの (歯ブラシ、入歯洗浄剤等) については、費用をご負担いただきます。

⑦個別に必要となる、介護用品の諸費用

通常的車椅子や介護ベットについては施設で用意させていただきますが、個別に必要となる介護用品（特殊車椅子、エアーマット、立ち上がりセンサー等）に関しましては個人で購入していただくか、日割でのレンタルとなります。

⑧トロミ剤使用料

嚥下機能低下などによりトロミ剤を使用される方は、ご家族で用意して頂くか1日にかかる費用を負担いただきます。

利用料金：1日あたり100円

⑨文書を発行するサービス

利用料金：入居証明書などの書類発行 1通 300円

⑩コピーサービス

ご契約者はサービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚 10円（カラー50円）

⑪持ち込み電化製品の電気料金

テレビ・ラジオ・冷蔵庫・空気清浄機・電気毛布等

利用料金：1ヶ月あたり 500円

⑫その他

ア.インフルエンザ等予防注射、ノロウイルス検査、郵便物の転送費用等

利用料金：要した費用実費

イ.おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので、ご負担の必要はありませんが、特定の製品などを個人的に希望される場合は、個別でお持ちいただくか別途請求とさせていただきます。

ウ.経済状況の著しい変化や制度改正等やむを得ない事由がある場合には、①～⑫に記載した料金を、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までに通知させていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条）

前記(1)～(3)の料金、費用は、1ヶ月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求書を発行し、25日（但し、25日が金融機関休日の場合は翌営業日）に徴収させていただきます。受領方法は、原則的にゆうちょ銀行の口座から引き落としと致します（手数料は施設負担）。また、利用料金については介護保険法に定められている料金を除き、課税対象となるものは別に消費税を徴収させていただきます。

なお、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

## 6. 非常災害時の対策

非常時の対策	「消防計画」「洪水および災害時の避難確保計画」 「BCP（業務継続計画）」に基づき対応を行います。
避難訓練	消防計画に則り年2回夜間、昼間を想定した避難、防災訓練を利用者と共に行います。自然災害を想定した避難訓練を年1回行います。
防火設備	スプリンクラー、避難はしご、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、カーテンは防火性能のあるものを使用しています。
消防計画等	坂東消防署へ届出しております。 防火管理者：中川 祐一

## 7. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や、入院治療を受けることができます。

### (1) 嘱託医

氏名	小嶋 秀治 医師 ・ 小笠原 雅彦 医師 (水海道さくら病院)
----	---------------------------------

### (2) 協力医療機関

医療機関名	水海道さくら病院
所在地	茨城県常総市水海道森下町 4447
診療科	一般内科、糖尿病、呼吸器内科、腎臓内科・人工透析、血液内科、外科、大腸肛門外科、整形外科、泌尿器科

### (3) 協力歯科医療機関

医療機関名	なかい歯科クリニック
所在地	茨城県猿島郡境町上小橋 564-5

## 8. 退居していただく場合（契約の終了）

さしまの家との契約では、契約が満了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、さしまの家との契約は終了し、ご契約者に退居していただく事になります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が要介護2以下と判定された場合
- ②事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④さしまの家が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者からの退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥事業所が退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

- (1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条）

契約書の有効期限内であっても、ご契約者からさしまの家へ退居を申し出ることができません。その場合には退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院した場合
- ③さしまの家もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④さしまの家もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤さしまの家もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、さしまの家が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第16条）

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、30日間の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者やその家族が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が継続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## 9. 契約者が病院等に入院された場合の対応

当施設に入居中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

(1) 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、月をまたぐ場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり246単位）

(2) 7日以上3ヶ月以内の入院の場合

上記の入院期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入



所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

(3) 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合にはさしまの家に再び優先的に入居することはできません。

## 10. 円滑な退居のための援助

ご契約者がさしまの家を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- (1) 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

## 11. 残置物引受人 (契約書第21条)

入所契約が終了した後、さしまの家に残されたご契約者の残置物(所持品)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、身元引受人に連絡の上、1週間以内に残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただきます。

## 12. 苦情の受付

(1) さしまの家における苦情受付

苦情やご相談は専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 ・ 介護支援専門員

電話 0280-33-6400 FAX 0280-33-6402

・受付時間 月曜～金曜 8:00 ～ 17:00

また苦情受付BOXを玄関脇カウンターに設置しています。

さしまの家では苦情解決にあたり公平、中立な立場にある第三者委員会を設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

坂東市介護福祉課	茨城県坂東市岩井 4365 番地 (坂東市役所) 電話番号 0297-35-2121 FAX 0297-35-8201
国民健康保険団体連合会	茨城県水戸市笠原 978 番 26 (茨城県市町村会館内) 電話番号 029-301-1565 FAX 029-301-1579
茨城県運営適正化委員会 (茨城県社会福祉協議会)	茨城県水戸市千波町 1918 (茨城県総合福祉会館内) 電話番号 029-241-1133 FAX 029-241-1434

### 1 3. 緊急時の対応

さしまの家は、現に指定介護福祉サービスの提供を行っている時にご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

### 1 4. 事故発生時の対応

ご契約者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に沿って、速やかに保険者、ご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

### 1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

### 1 6. 入居時リスク説明書

さしまの家ではご契約者が施設で快適な生活を送れるように安全な環境作りに努めておりますが、ご契約者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、以下の危険性が伴うことを十分にご理解ください。《高齢者の特徴に関して》

□歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折、外傷、頭蓋骨内損傷の恐れがあります。

□特別養護老人ホームは生活の場であること、原則的に拘束を行わないことから転倒、転落による事故の可能性があります。

□高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。

□高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状況にあります。

□高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。

□加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

□高齢であることにより、脳や心臓の疾患等で急変、急死される場合もあります。

□本人の全身状態が急に悪化した場合、医師に相談し、病院へ搬送を行うことがあります。

説明でご不明な点は遠慮なくお尋ね下さい。

# 重要事項説明書付属文書

## 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 木造 2 階建て
- (2) 建物の延べ床面積 3597.69 m<sup>2</sup>
- (3) 併設事業

さしまの家では、次の事業を併設して実施します。

【従来型介護老人福祉施設】 令和 2 年 12 月 1 日 茨城県第 0872800461 号 定員 40 名

【短期入所生活介護】 令和 2 年 12 月 1 日 茨城県第 0872800487 号 定員 10 名

- (4) 施設の周辺環境

さしまの家は、坂東市の北西部に位置し、広大な敷地の中、多くの緑、木々に囲まれた静かな環境にある施設です。

## 2. 職員の配置状況

- (1) 介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 3 名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。
- (2) 生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1 名の生活相談員を配置しています。
- (3) 看護職員…ご契約者の健康管理や療養上の世話をを行うとともに、日常生活上の助言等を行います。
- (4) 機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。1 名の機能訓練指導員を配置しています。
- (5) 介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します
- (6) 医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- (7) 栄養士…健康状態に応じた献立を作成するとともに、季節感のある食事を取り入れ、楽しみのある食事の提供を行います。

## 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。ケアプランの作成及びその変更は次の通り行います。

- ①さしまの家の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の面談業務を担当させます。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③施設サービス計画は、要介護認定有効期間内に 1 回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者

及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認させていただきます。

#### 4. サービス提供における事業者の義務

さしらの家は、ご契約者に対してサービス提供をするにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者からの聴取、確認します。
- (3) ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (4) ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスを提供した日から 5 年間保管するとともに、ご契約者又は身元引受人の請求に応じ閲覧させ、複写物を交付します。
- (5) ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (6) さしらの家及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知りえたご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません（守秘義務）。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. 施設利用の留意事項

さしらの家のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の方として、快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

##### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、包丁・ナイフ等、ライター・マッチ等（施設側でお預かりさせていただきます）、生もの、その他危険性のあるものは、原則として持ち込むことはできません。

##### (2) 面会

面会時間 （ 10：00 ～ 16：00 ）

- ①来訪者は、その都度必ず事前に職員に届出て下さい。
- ②来訪される場合は、生もの等の持ち込みはご遠慮下さい。

##### (3) 外出・外泊

外出される場合は、事前にお申し出て下さい。

但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7日、月をまたがる場合には連続して12泊

以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

#### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。ただし、1食でも食した場合は、1日分をいただきます。

#### (5) 施設・設備の使用上の注意。

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることが出来るものとします。但し、その場合、ご契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④さしまの家の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 個人情報の利用目的

個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」による利用者の個人情報の「利用目的」は次の通りです。

### (1) 利用目的

さしまの家では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。但し、下記の目的外には利用しません。

①施設が利用者に運用するサービス

②介護保険事務

③利用者のために行う管理運営業務（入退居の管理、会計、介護事故、緊急時等の報告、利用者の介護・医療サービスの向上）

④施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習の協力、施設において行われる事例研究等）

### (2) 第三者への提供

さしまの家では下記の利用目的のために、利用者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

①他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

②利用者の診察にあたり、外部の医師の意見や助言を求めるため、会議記録やケアプラン等を提供する場合

- ③家族等への心身の状況説明
- ④介護保険事務の委託（一部委託を含む）
- ⑤介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び機関からの照会への回答
- ⑥介護保険審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑧損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等
- ⑨研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑩施設内においての利用者の氏名および写真の掲示
- ⑪法人のホームページ、法人、施設が発行する広報誌への写真等の掲載

## 7. 損害賠償について

さしまの家において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同等とします。但し、その賠償の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

# 重要事項説明書 確認書

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定ユニット型介護老人福祉施設 特別養護老人ホームさしまの家

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は本書面に基づいて事業者から「指定ユニット型介護老人福祉施設重要事項説明書・重要事項説明書付属文書」の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(契約者) 利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代理人) 家族等身元引受人自著

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄)

別紙

### ユニット型基本サービス費と加算 料金表

#### 1、介護福祉施設サービス費基本単価（ユニット型 1日当たりの単価）

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
ユニット型個室	670	740	815	886	955

地域区分 10.14 を乗じています。

#### 2、介護福祉施設サービス費加算について

加算	単位数	算定要件
日常生活継続支援加算Ⅱ	46/日	重度の要介護者や認知症者の積極的な受け入れや質の高いサービスを提供した場合。
看護体制加算Ⅰ 2	4/日	常勤看護職員が 1 人以上配置。入居定員が 51 人以上。
〃 Ⅱ 2	8/日	看護職員が基準配置数+1 人以上。24 時間連絡体制を確保。
看取り介護加算Ⅱ		看護師等との連携や指針の整備など看取りの体制を整え、実際に行った場合。
	72/日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	780/日	死亡日以前 2 日又は 3 日
1,580/日	死亡日	
口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	歯科医師の指示のもと入居者の口腔ケアを月 2 回以上行うなど。その情報等を厚労省に提出。
療養食加算	6/回	管理栄養士又は栄養士によって管理されている施設で療養食を提供した時。3 回/日。
初期加算	30/日	入居日から 30 日以内の期間。入院後の再入居も同様。
外泊時費用	246/日	入院や外泊をしている間、体制を確保している場合
若年性認知症入所者受入加算	120/日	若年性認知症の利用者に対してサービスの提供を行った場合。65 歳の誕生日の前々日まで。
配置医師緊急時対応加算	325/回	配置医師の通常の勤務時間外に診察を受けた場合 (早朝・夜間及び深夜を除く)
	650/回	早朝、夜間に医師の診察を受けた場合
	1300/回	深夜に医師の診察を受けた場合
協力医療機関連携加算	100 単位/月 (令和 6 年度)	協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している。(令和 7 年度以降は 50 単位/月となる。)
退所時情報提供加算	250 単位/回	入居者の入院時に、医療機関に対して当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。



高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	入居者が新興感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入居者に対し、介護サービスを行った場合。1月に1回、連続する5日を限度として算定。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/月	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や業務改善を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位/月	施設における利用者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、チームケアを実施していること。
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位/月	施設における利用者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
科学的介護推進体制加算	50/月	利用者毎の状況等に係わる情報を厚労省に提出。
排泄支援加算Ⅰ	10/月	入居者の排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画書を作成し計画書に基づく支援を継続して実施した場合

介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 14.0%	介護職員等の処遇の改善および職場環境の改善、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置していること。
夜勤職員配置加算Ⅱ1	27/日	夜勤介護職員・看護職員数が、最低基準を一人以上上回って配置している場合。(利用者の動向を検知できる見守り機器を全利用者に設置している場合には0.6人以上の配置)

※加算の算定は、職員の配置等によります。

### 3、施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が住民税非課税の方や、生活保護を受けられている方の場合は、施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。 1日当たり

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費	食費
第1段階	世帯員全員が市町村民税非課税	生活保護者受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	300円
		老齢福祉年金受給者の方			
第2段階		前年の合計所得金額+年金の収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	390円
第3段階①		前年の合計所得金額+年金の収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	650円
第3段階②		前年の合計所得金額+年金の収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,360円
第4段階	認定要件を満たさない方			2,720円	1,650円